

## 介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る 体制等に関する届出について (地域密着型通所介護・予防通所事業)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	<p><b>*減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。</b></p> <p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ④資格者証の写し(介護職員を除く) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
高齢者虐待防止措置実施の有無 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	<p><b>*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</b></p> <p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
業務継続計画策定の有無 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	<p><b>*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</b></p> <p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応(3%加算) (地域密着型通所介護)	<p><b>*厚生労働省が事務連絡で示した感染症又は災害の発生に限ります。</b></p> <p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式(参考様式 36) ④通所介護等算定区分確認表(3%加算の場合のみ提出)</p>
時間延長サービス体制 (地域密着型通所介護)	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③運営規程</p>
生活相談員等配置加算 (共生型地域密着型通所介護費を算定する場合に限る)	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙 21)</p>
入浴介助加算 (地域密着型通所介護)	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③平面図・浴室の写真(加算 I → II 又は II → I に変更する場合は不要) ④入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料(研修計画予定表など)(加算 I → II 又は II → I に変更する場合は不要)</p>

項目	必要書類
中重度者ケア体制加算 (地域密着型通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙 22) *算定開始月の勤務体制を元に職員の加配時間を算出した根拠書類を添付すること。 ④利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)(別紙 22-2) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥資格者証の写し(生活相談員、看護職員、機能訓練指導員)
生活機能向上連携加算 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)
個別機能訓練加算 (地域密着型通所介護)	*加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成) ④資格者証の写し(機能訓練指導員)
認知症加算 (地域密着型通所介護)	*認知症ケアに関する事例の検討や技術指導に係る会議を定期的を開催すること。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③認知症加算に係る届出書(別紙 23) *算定開始月の勤務体制を元に職員の加配時間を算出した根拠書類を添付すること。 ④利用者の割合に関する計算書(認知症加算)(別紙 23-2) ⑤認知症介護に係る各種研修の修了証の写し ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑦資格者証の写し(生活相談員、看護職員、機能訓練指導員)
ADL維持等加算〔申出〕の有無 (地域密着型通所介護)	*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2)
若年性認知症利用者受入加算 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)
栄養アセスメント・栄養改善体制 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	*栄養アセスメント加算を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・管理栄養士分で作成) ④資格者証の写し(管理栄養士) ⑤外部との連携による場合は、連携関係が分かる書類(契約書等)の写し(④・⑤は不要) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)

項目	必要書類
口腔機能向上加算 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	<p><b>*加算(Ⅱ)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</b></p> <p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3-2)  ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員分で作成)  ④資格者証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員)  【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】  ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)  ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
一体的サービス提供加算 (予防通所事業)	<p><b>*栄養改善体制、口腔機能向上加算をいずれも実施した場合に算定可能です。</b></p> <p>①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)  ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
科学的介護推進体制加算 (通所介護・予防通所事業)	<p><b>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</b>  <b>*「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。</b></p> <p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3-2)  【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】  ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)  ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
サービス提供体制強化加算 (地域密着型通所介護・予防通所事業)	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3-2)  ③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3)  ④有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等  【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】  ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)  ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)  ⑦サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-7)</p>
生活機能向上グループ活動加算 (予防通所事業)	<p>①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)  ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>
介護職員等処遇改善加算 ※ (地域密着型通所介護・予防通所事業)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3-2)  ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式  【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】  ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)  ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4-2)</p>

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

### 3 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号)  枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領 ※2	地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

※2 予防通所事業の算定要件等の詳細は、総合事業の担当課までお問い合わせください。